



平成 26 年 6 月 16 日

土地・建設産業局地籍整備課

## 地籍整備推進調査費補助金の募集について

～19 条 5 項指定促進に向けた補助金の第 3 回募集を開始しました～

国土調査法第 19 条第 5 項の指定（以下、「19 条 5 項指定」）による地籍整備を進めるため、19 条 5 項指定申請に必要な測量等の経費に対して補助金による支援を実施しています。本日から民間事業者等を対象とした第 3 回募集を開始しましたので、お知らせいたします。

### 1. 事業の趣旨

土地の境界等を明確にする地籍調査は都市部の進捗が特に遅れています。災害からの復旧・復興や土地境界をめぐるトラブルの未然防止、まちづくりの迅速化の観点から都市部の地籍整備を進めるためには、都市開発事業等による測量成果について 19 条 5 項指定\*を促進することが重要です。

そのため、国土交通省では 19 条 5 項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な資料収集や現地調査、測量、成果作成等に係る経費に対する補助金制度を設けています。

今年度は 4 月より募集（第 1 回）を行っており、今回は第 3 回目の募集となります。

### 2. 募集締切

平成 26 年 7 月 18 日（金）

#### ※19 条 5 項指定

土地に関する様々な調査・測量の成果が、地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査の成果と同様に取り扱うことができるよう、当該成果を国が指定する制度です。

### 3. 補助対象事業者

民間事業者等

### 4. 補助率

1 / 3

### 5. その他

募集要領（資料 1）を参照

☆応募申請書は、以下のホームページよりダウンロードできます。

<http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html>

#### 〈問い合わせ先〉

土地・建設産業局 地籍整備課

課長補佐 峰寄（内線 30-516）

係長 太田（内線 30-525）

（代） 03-5253-8111（直） 03-5253-8384

（FAX） 03-5253-1580